

デイサービスこの道 通所介護・介護予防通所介護指定事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社ライフステージが開設するデイサービスこの道（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護状態、または、要支援状態の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 デイサービスこの道
- 2 所在地 東京都葛飾区細田5丁目17番10号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、各職員の員数は別紙のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 通所介護従事者 生活相談員 1名以上
介護職員 4名以上
看護職員 1名以上

通所介護従事者は、指定通所介護等の業務にあたる。

生活相談員は、指定通所介護等の利用申し込みにかかる調整、通所介護計画又は介護予防通所介護計画（以下「通所介護計画等」という。）の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

- 3 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時15分から午後6時00分

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

- 1 単位目 サービス提供時間帯 午前9時から午後5時 定員25名

(指定通所介護等の提供方法、内容)

第7条 指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画」等）に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- 1 身体介護に関すること
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する
排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体介護
- 2 入浴に関すること
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する
衣類着脱の介護、身体清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助
- 3 食事に関すること
給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する
食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助
- 4 機能訓練に関すること
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う
- 5 送迎に関すること
送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う
- 6 相談・助言に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う

(指定居宅介護支援事業者との連携)

第8条 1 指定通所介護等の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 正当な理由なく指定通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護又は介護予防通所介護（以下「通所介護等」という。）の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条 1 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画を作成する

2 通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定通所介護等の提供記録の記載)

第10条 通所介護従事者は、指定通所介護等を提供した際には、その提供日・内容・当該指定通所介護等について、介護保険法第41条第6項または法53条第2項の規定により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定通所介護等の利用料等及び支払いの方法)

第11条 1 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指

定通所介護等が法廷代理受領サービスである時は、その額の1割又は2割とする。

2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、食事・おやつ代、日常活動費（行事等必要時）については、別紙に掲げる費用を徴収する。

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

4 指定通所介護等の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 当事業所が行う事業実施地域は、葛飾区、江戸川区の一部とする。

(緊急時における対処方法)

第13条 当事業所の緊急時における対処方法は次のとおりとする。

1 サービス利用中に体調が悪くなった場合、その他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて速やかに主治医及び家族、又は、緊急連絡先へ連絡する等の措置を講ずる。

2 災害等で非難が必要となった場合は、家族又は緊急連絡者に迎えに来てもらう。尚、単身世帯利用者については、職員が対応することとする。

(非常災害対策)

第14条 災害の予防は最も大切なことであり、設備の保全と非常時への対策が必要である。

災害発生時に迅速で適切に対応できるように、日頃の訓練を重ねていく。消防計画により、防火管理者の指示による消防、防災訓練を職員のみならず、利用者も含め行う。

年2回防災訓練を行うものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第15条 当事業所のサービス利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

1 機能訓練室の利用の際は、必ず機能訓練指導員、職員の付き添いの元に行うものとする。

2 利用者が、サービス提供日の前日午後5時以降にサービスの中止を申し出た場合は、キャンセル料を請求する。

3 利用者の体調不良等の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができる。

4 サービス利用時間帯は、職員の指示に従っていただく。

5 感染性の疾患、あるいは可能性のある場合は、利用を中止することができる。症状が回復し使用を再開する場合は、医師の証明書を提出していただく。

(事故処理)

第16条 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村へ報告し、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完成の日から2年間保存する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行

う

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。

2 虐待の防止のための指針を整備する。

- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社ライフステージと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成24年9月1日 から施行する。
改定 平成25年10月1日
平成27年11月1日
平成28年2月1日
令和 6年4月1日
令和 7年1月1日
令和 7年4月1日